

(別表)

□ 開発事業等に先立って記録保存のための本発掘調査を行うもの

原則1 工事により埋蔵文化財が掘削され、破壊される場合

○発掘調査を実施する。ただし、対象区域が狭小で本発掘調査ができない場合は除く

原則2 埋蔵文化財には直接掘削が及ばない場合であっても、工事によって埋蔵文化財に影響を及ぼす恐れのある場合

○掘削底面と遺構確認面及び遺物包含層との間には保護層（埋蔵文化財を保護する一定の厚さの土層、緩衝層）を確保すること。保護層の確保ができないときは発掘調査を実施する。

原則3 埋蔵文化財には直接掘削が及ばない場合であっても、恒久的な工作物の設置により相当期間にわたり埋蔵文化財と人との関係が絶たれ、当該埋蔵文化財が損壊したのに等しい状態となる場合。

○埋蔵文化財を必要ときに発掘できない場合や、損壊したのに等しい箇所やそうでない箇所が著しく交錯する場合は発掘調査を実施する。
○地下埋設物及び付帯施設の設置に当たっては、保護層の確保ができない場合において発掘調査を実施する。

①道路等建設	原則として発掘調査を実施する	除外内容 ア 一時的な工事用道路、道路の植樹帯、歩道は除く。 →ただし国道、県道、市町村道としての使用が予想される場合及び当該箇所が施設完成後、必要ときに発掘調査できない場合は発掘調査を実施する。 イ 高架、橋りょうから外れる箇所は除く。 →ただし当該箇所が施設完成後、必要ときに発掘調査できない場合は発掘調査を実施する。 ウ 原則として道路構造令に準拠しない農道、私道は除く。 →ただし将来国道、県道、市町村道としての使用が予想される場合は発掘調査を実施する。 エ 道路の拡幅、改良の場合の既存部分は除く。 →ただし新たな掘削が生じる場合は発掘調査を実施する。
②鉄道建設	・道路等に準じて発掘調査を実施する。	
③河川改修	・堤防敷、河川敷内低水路部は発掘調査を実施する。	
④ダム建設 (砂防堰堤)	・提体部、常時満水位までは発掘調査を実施する。	
⑤恒久的な盛土・埋立	・原則として、3 m以上の盛土、埋立を行う場合は発掘調査を実施する。 ・地表に古墳、貝塚、城館等が顕在する場合で、現状を著しく変える工事内容の時は発掘調査を実施する。	
⑥建築物 駐車場	・掘削面と遺構確認面等との間に十分な保護層が確保されない場合は発掘調査を実施する。 ・将来の増築やその他の計画により、埋蔵文化財に影響が及ぶと判断される場合や、影響が及ぶ箇所とそうでない箇所が著しく交錯する場合は発掘調査を実施する。	